

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和2年11月2日（令和2年（行個）諮問第178号）

答申日：令和5年10月5日（令和5年度（行個）答申第5094号）

事件名：本人に対する療養補償給付等の不支給決定に係る調査復命書の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

審査請求人に係る「特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書」（以下「調査復命書」という。）及びその添付資料に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、令和2年7月17日付け神個訂第2-1号により神奈川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 審査請求書

（略）「記載された内容は特定労働基準監督署における労災保険給付の決定において必要と判断した範囲内で記載したものであって、その内容が「事実でない」とは言えず、訂正することが利用目的の達成に必要であるとは認められないため」と記載してある。

特定日付け特定労働基準監督署特定職員の面談は提供した情報が意図的に改ざんされていた。特定日付け特定労働基準監督署と面談後、面談記録内容も改ざんされていた。特定労働基準監督署より不明な点について質問が一切なかった。特定労働基準監督署特定職員に書類提出、面談で話した内容に重要な項目が多く抜け落ちていた。請求人からの情報ではないものが多々あり、面談内容とも異なる情報であった。そのため、審査請求する。（以下略）（資料省略）

##### (2) 意見書

「面談時の記録等」に係る記載事項について、

- ・正しいことを証明し証拠を提出してください。
- ・捺印し証明書を提出してください。
- ・証明書が提出できない場合、提出できないことを証明書に記載し捺印して提出してください。
- ・証明書が提出できない場合、証明書以外の書面（書類）に捺印して提出してください。
- ・請求人は、請求人の面談時の記録、記録内容が間違っているので訂正を求めます。間違っている箇所、文面、間違っています。性別等は間違っていないです。（以下略）

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求の経緯

- (1) 本件審査請求人は、令和2年6月9日付けで、原処分庁に対して、法27条1項の規定に基づき、「特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書」に係る訂正請求を行った。
- (2) これに対して、原処分庁が令和2年7月17日付け神個訂第2-1号により原処分を行ったところ、請求人がこれを不服として、令和2年7月30日付け（同年8月4日受付）で審査請求を提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法30条2項の規定により不訂正とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「精神障害の業務起因性判断のための調査復命書」のうち、請求人との面談時の記録等に係る記載事項である。

##### (2) 訂正の要否について

訂正請求について、法29条は、「行政機関の長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認められるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない」と規定しており、請求人が訂正を求める保有個人情報は、労働基準監督署の調査官が請求人との面談時の内容等について必要と判断した範囲内で記載したものであって、当該記載は事実ではないとはいえ、また、保険給付を行うためという利用目的の達成に影響を及ぼすものではないことから、法29条に基づく訂正を行う義務はない。

#### 4 その他の請求人の主張について

請求人は、審査請求書の趣旨及び理由として、特定事業場の資料が改ざんされていること、特定事業場の業務内容に係る法令違反等について種々主張するが、本件対象保有個人情報に係る訂正の要否については、3(2)

で述べたとおりであり、これらの請求人の主張は本件審査請求の結論に影響を及ぼすものではない。

なお、請求人は、審査請求書の趣旨及び理由として、本件対象保有個人情報とは別の対象保有個人情報に係る開示、訂正等についても主張しているが、本件審査請求において審理の対象となるものではない。

## 5 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |           |               |
|---|-----------|---------------|
| ① | 令和2年11月2日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年12月3日   | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ | 令和5年9月20日 | 審議            |
| ⑤ | 同月28日     | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件訂正請求及び原処分について

本件訂正請求は、審査請求人が法に基づき開示請求を行い、令和2年5月26日付け神個開第2-30号により一部開示決定された本件対象保有個人情報のうち、別紙の1欄に掲げる部分（以下「本件訂正請求部分」という。）について、同表の2欄に掲げる訂正を求めるものである。

本件訂正請求に対し、処分庁は、本件保有個人情報は「労働基準監督署の調査官が請求人との面談時の内容等について必要と判断した範囲内で記載したものであって、その内容は事実ではないとはいえ、訂正することが利用目的の達成に必要であるとは認められない」として、不訂正とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対し、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性及び訂正の要否について検討する。

なお、審査請求人が求めている請求内容のうち、別表の番号1は、資料の提出を求めるものであり、訂正を求める内容ではないため検討は行わない。

### 2 訂正請求対象情報該当性について

#### (1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、その対象は「事実」

であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

(2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報、上記1のとおり、審査請求人が別途、法に基づく保有個人情報開示請求を行い、開示を受けたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

しかしながら、審査請求人が訂正を求める別表番号17については、当審査会において諮問庁から本件対象保有個人情報の提示を受けて確認したところ、本件対象保有個人情報に含まれておらず、法27条1項1号に該当しない。また、同項2号及び3号にも該当しない。

したがって、当該部分については、法27条による訂正請求の対象となるとは認められない。

イ 本件対象保有個人情報は、審査請求人が行った労災請求に対し、監督署長が支給の可否を判断するために取りまとめたものであると認められる。審査請求人は、調査復命書及びその添付資料である特定労働基準監督署の職員が審査請求人から聴取した内容をまとめた「面談記録」の記載について、別表番号2ないし16のとおり、訂正を求めていることから、以下、訂正請求の対象となる記載が事実該当するか検討する。

審査請求人が訂正を求める別表番号2ないし16の記載は、労働基準監督署の職員が、審査請求人及び労災請求に係る事業場関係者等の申述内容、提供された資料の内容などを記載したものであることから、いずれも法27条の訂正請求の対象となる「事実」に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）について、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、訂正請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになると解される。

(2) 理由説明書の記載（上記第3の3（2））及び当審査会事務局職員を

して説明を求めさせたところによると、諮問庁は、本件対象保有個人情報  
の訂正の要否について、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件訂正請求部分は、調査復命書及びその添付資料である面談記録  
の記載部分である。当該部分は、審査請求人から聴取した内容を踏ま  
え、調査を担当した特定労働基準監督署の担当官が労災認定の審査の  
ために必要な範囲で、審査請求人が従事していた業務や身体の状態等  
について、要約・整理し、復命のため調査復命書に転記したものであ  
る。

イ このように、本件訂正請求部分は、審査請求人から聴取した内容を  
基に記載するものであって、その内容が事実と大きく相違するとは考  
えにくく、あえて事実でない内容を記入する理由もないこと、また、  
当該部分の記載が、同人の発言内容と異なっており、事実でないとい  
う客観的根拠は示されていないことから「事実でないとはいえず」と  
判断したものである。

ウ 以上のことから、本件訂正請求について、不訂正とした原処分は妥  
当であると考ええる。

(3) 以下、上記2(2)イの「事実」に該当する部分の訂正の要否につ  
いて検討する。

ア 本件訂正請求部分のうち、別表の番号2, 3, 5ないし11につ  
いては、審査請求人は、同表の1欄に掲げる部分について「重要な項目  
が抜け落ちている」等としており、追加の記載を求める趣旨であると  
解されるが、その内容は、審査請求人の業務内容の逐一や製品等につ  
いての詳細な記述であると認められる。

本件訂正請求部分については、調査を担当した特定労働基準監督署  
の担当官が労災認定の審査のために必要な範囲で、審査請求人が従  
事していた業務や身体の状態等について、要約・整理したものであ  
るとする上記(2)の諮問庁の説明に、不自然、不合理な点は認め  
られない。すなわち、本件訂正請求部分は面談聴取の要旨の記載及  
び聴取内容等を基にした調査復命書の記載であり、業務の適切な遂  
行上、必要な範囲で、労働基準監督署の判断に委ねられるものと思  
えられ、審査請求人が求める詳細な記録を残さなければならない性  
質の文書であるとは認められない。

イ 本件訂正請求部分のうち、別表の番号4, 12ないし16につ  
いて、審査請求人は同表の2欄において、同表の1欄に掲げる部分が事実と  
異なる旨を主張している。しかしながら、審査請求人による別表の2  
欄の中の記載を見ても、同表の1欄の部分が事実でないとする明確で  
具体的な根拠が示されているとは認められない。また、審査請求書及  
び意見書においても、明確で具体的な根拠が示されているものとは認

められない。

(4) したがって、上記2(2)イについては、いずれも法29条に規定する「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しないとして不訂正とした決定については、本件対象保有個人情報は、同条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 審査請求人の主張（要旨）

番号	1 本件訂正請求部分	2 1欄に対して審査請求人が訂正を求めていると解される内容
1	—	<p>訂正請求書に、「2019年6月6日A氏と面談し、作成された面談記録について間違いが無いか私が署名した記録（捺印付き）の提出が情報開示されていない。」</p> <p>「2019年以降A氏その他の担当者とは面談していない。面談記録（請求人署名捺印）があれば提出を請求します」と記載していたが、訂正しない旨の決定について（通知）にそのことが含まれていない。請求人署名捺印のある面談記録資料を提出請求する。</p>
2	令和元年6月6日付「面談記録」	<p>A氏に書面提出、面談で話した内容に重要な項目が多く抜け落ちていた。請求人からの情報でないものが多々あり、面談内容とも異なる情報であった。そのため審査請求する。（以下略）</p>
3	「請求人は特定会社C在籍時から工業用台はかりの修理業務を行っていたが」	<p>別紙1（略）参照（修理人数+出荷前検査人数+カスタマー人数）より、ドイツから日本に入荷された電磁平衡式はかりの出荷前検査と修理作業に従事していた。特定会社Aに入社して東京修理責任者；B様，新品出荷前検査担当；Cさんから工業用精密秤機器の修理と新品出荷前検査を引き継いだ。業務を1人で対応することになったが周りにBさん，Dさん，Eさん，Cさん等多くの方がいて仕事の助言をして頂いた。特定会社BになってもBさんは助言をしてくれた。</p> <p>①出荷前検査内容は，ドイツから日本にきた工業用はかり300kgまでの出荷前検査です。</p> <p>②修理作業とは，既存のはかり，ドイツから日本にきた工業用はかり300kgまでの故障した機器，新品機器の修理です。</p>

		③特定会社Aと特定会社Cは別会社です。
4	請求人は平成28年夏ごろから体が痛むようになり	訂正内容 平成29年(2017年)特定月です。2017年特定月日：現場：D工場，E(別紙13(略)参照)：大阪営業：F課長(G次長，H部長)，特定課：I係長(J課長，K事業部長，L部長)が対応できず，H工場：特定課：N次長，M係長が対応できず，H工場：特定課：O次長，Pさんが対応できない為，東京リペア1人が現地修理に向かった。特定課：J課長，大阪営業：F課長，H部長，大阪特定課：I係長に身体中が痛いと報告した。 (後略) ”
5	「総合判断(2)上司とのトラブルがあった」， 2-1「会社に戻って徹夜で作業するよう指示された」	東京営業：Q係長から徹夜で作業するよう依頼があり，P係長からは終わらないなら終わるまで帰るなど依頼があった。就業終了時間の17時30分以降も大阪営業：F課長，S係長，東京営業：Q係長，P係長，東京サービス：T係長，大阪サービス：I係長，H工場特定課：Pさん，その他の各エリアの担当者から連絡があり急ぎなのですぐに作業するよう依頼があった。帰宅途中，大阪営業：F課長より連絡がありパソコンを持っていないのでわからない事を伝えれると(原文ママ)特定会社Fに戻りパソコンで確認するよう依頼があった。東京営業：Q係長，P係長より自宅にパソコンを持ち帰り作業するよう依頼があった。特定課：J課長より各営業の指示に従うよう命令があった。業務命令である為，上司の指示に従った。
6	2-2「対応できない600kgの台はかりを検定するよう指示された」	大阪営業：U係長，大阪サービス：I係長から依頼があった
7	2-3「講習修了後，	大坂営業：S係長より修理見積書作成して



<p>特定会社Fに戻り作業するよう指示された」</p>	<p>ほしいと依頼があり講習後，特定会社Fに戻り見積書を作成するよう依頼があった。その為，特定会社Fに戻り，修理見積書を作成し代理店に見積書をFAXし，S係長に報告した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪営業：F課長より修理見積書がほしいと依頼があり講習後，特定会社Fに戻り見積書をF課長に連絡するよう依頼があった。その為，特定会社Fに戻り修理見積書を作成し，修理見積書を複合機でPDFにしF課長に見積書をメールで提出した。</li> <li>・東京営業：Q係長より新品不具合品があり緊急であるので講習後特定会社Fに戻り確認するよう依頼があった。その為，講習後，特定会社Fに戻り新品機器不具合品を確認し不具合部品をドイツに部品発注する為，納品管理書を作成し，ドイツに部品発注した。</li> <li>・H工場技術課：Pさんより，修理品にゴムパッキンがないのですぐに客先に発送するよう依頼があった。その為，講習後，特定会社Fに戻りゴムパッキン（1回目）を発送した。</li> <li>・H工場技術課：Pさんより，修理品にゴムパッキンがないのですぐに客先に発送するよう依頼があった。その為，講習後，特定会社Fに戻りゴムパッキン（2回目）を発送した。</li> <li>・大阪営業：F課長より特定会社Gの修理品を毎日，9時，12時，15時，17時に分銅をおいて確認するよう依頼があった。その為，講習後，特定会社Fに戻り，特定会社Gの修理品に分銅をのせ3時間おきに分銅をのせ確認作業をした。</li> <li>・東京営業：P係長よりドイツから到着した新品機器の改造依頼があった。ケーブル10メートルを購入し各営業が指示した長</li> </ul>
-----------------------------	---

		<p>さで切断しドイツからきた新品機器に改造した。購入したケーブルの費用は特定会社Bから支払われていない。</p> <p>・大阪サービス：I係長より，リペアに保管してあるロードセルの確認をしてほしいと依頼があり，講習中である為，対応できないことを伝えたが緊急依頼された為，講習後，特定会社Fに戻りロードセルの確認を行った。</p> <p>・その他，各エリアの各営業からの問い合わせ依頼が頻発しその都度，講習後特定会社Fに戻り作業をした。特定課：J課長に報告した。</p>
8	2-4 「ドイツへの問い合わせ対応を指示された」	<p>2018年特定月日：（別紙14（略）参照</p> <p>H工場特定課：O次長，Pさんから「ドイツ特定部へ直接お問い合わせください。</p> <p>以上，ご対応よろしくお願い致します。」と連絡がきています。</p> <p>また，その前からドイツ対応をするよう技術課より依頼があったが，メールでおくるよう依頼した結果，別紙7（略）のように依頼があった。（以下略）</p>
9	2-5 「過重労働で倒れたことをJ課長に報告したにも関わらず無視された」	別紙10（略）参照
10	<p>「総合判断（2）同僚とのトラブルがあった」より</p> <p>①V氏に俺に逆らうな等と言われた</p>	特定会社Gの修理品に対しV氏にやるよう依頼をしたら「俺がやるのか」，「俺に逆らうな」といわれたことを鮮明に覚えている。
11	②鞆から勝手に携帯を取り出され見られた	その後，「君の携帯電話は5分間無料であるから会社で使用するよう強要された」。
12	③講習修了後，特定会社Fに戻り作業するよう	講習後にV氏に言われてはいない。講習中に各営業，H工場特定課から連絡があり特

指示された	<p>定会社Fに戻り作業するよう強要があった。下記に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大坂営業：S係長より修理見積書作成してほしいと依頼があり講習後，特定会社Fに戻り見積書を作成するよう依頼があった。その為，特定会社Fに戻り，修理見積書を作成し代理店に見積書をFAXし，S係長に報告した。</li> <li>・大阪営業：F課長より修理見積書がほしいと依頼があり講習後，特定会社Fに戻り見積書をF課長に連絡するよう依頼があった。その為，特定会社Fに戻り修理見積書を作成し，修理見積書を複合機でPDFにしF課長に見積書をメールで提出した。</li> </ul> <p>東京営業：Q係長より新品不具合品があり緊急であるので講習後特定会社Fに戻り確認するよう依頼があった。その為，講習後，特定会社Fに戻り新品機器不具合品を確認し不具合部品をドイツに部品発注する為，納品管理書を作成し，ドイツに部品発注した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H工場特定課：Pさんより，修理品にゴムパッキンがないのですぐに客先に発送するよう依頼があった。その為，講習後，特定会社Fに戻りゴムパッキン（1回目）を発送した。</li> <li>・H工場特定課：Pさんより，修理品にゴムパッキンがないのですぐに客先に発送するよう依頼があった。その為，講習後，特定会社Fに戻りゴムパッキン（2回目）を発送した。</li> <li>・大阪営業：F課長より特定会社Gの修理品を毎日，9時，12時，15時，17時に分銅をおいて確認するよう依頼があった。その為，講習後，特定会社Fに戻り，特定会社の修理品に分銅をのせ3時間おきに分銅をのせ確認作業をした。</li> </ul>
-------	---

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京営業：P係長よりドイツから到着した新品機器の改造依頼があった。ケーブル10メートルを購入し各営業が指示した長さで切断しドイツからきた新品機器に改造した。購入したケーブルの費用は特定会社Bから支払われていない。</li> <li>・大阪サービス：I係長より，リペアに保管してあるロードセルの確認をしてほしいと依頼があり講習中である為，対応できない事を伝えたが緊急依頼された為，講習後，特定会社Fに戻りロードセルの確認を行った。</li> <li>・その他，各エリアの各営業からの問い合わせ依頼が頻発しその都度，講習後特定会社Fに戻り作業をした。特定課：J課長に報告した。特定駅Aから特定駅Bの交通費請求をしたが支払われていない。</li> </ul>
1 3	<p>「総合判断（2）1ヶ月に80時間以上の時間外労働を行った」より</p> <p>「時間外や深夜，休日，休憩中にも業務を行っていた」「時間外に業務を行っていたことを確認できる資料もなかった</p>	<p>特定労働基準監督署に提出しているメールに時間が記載されている。特定疾病の業務起因性判断のための調査復命書内にもメール内容が含まれている。その為，特定労働基準監督署が提出した資料を見落とし「時間外に業務を行っていたことを確認できる資料もなかった」と記載している。</p> <p>残業時間は13594時間であった。（別紙1（略）参照：残業時間：13594時間。）</p> <p>メール内容を下記に記載する。時間外労働があったことが証明された。</p> <p>残業時間等資料は特定整理番号に関する審査請求により厚生労働省に提出済みである。修理作業はパソコン作業ではなく分銅を持ち作業です。</p> <p>工業用秤の回路図はありません。基盤をもとに回路図を製図しました。</p> <p>（以下略）</p>
1	「総合判断（2）1ヶ月	特定会社Bになり大阪営業：F課長，S係

<p>4</p>	<p>月に80時間以上の時間外労働を行った」より「残業を行わなければならない状態であったと確認できなかった」</p>	<p>長，大阪サービス：I係長，東京営業：Q係長，P係長，Vさんの発注間違いが多々あり，H工場K事業部長より「500億円うりあげましょう。みなさんならできます」と一斉メールが届いたこと，売り上げ低下により各営業，各H工場特定課，特定課，特定課から違法ケーブル改造等の改造が増加した。非防爆工業用はかりを防爆仕様にするよう違法改造を要求された。また，修理作業は1人であり，作業が修理1人に集中し残業するよう各営業から依頼があった。残業代は支払われていない。</p> <p>「出勤簿によれば，発病前6か月に時間外労働時間数は生じていなかったため」と記載されているが，時間外労働も大幅に増え，平日昼夜問わず，休日祝祭日昼夜問わず作業に追われ，業務に多大な労力を費やした。H工場：特定課：J課長：「18時までに退勤ボタンを押してください。緊急で営業から作業依頼があれば当日の15時までに残業申請をしてください。15時以降に残業申請が間に合わなければ残業することを各営業担当者，H工場各担当者に報告し各営業担当者，H工場各担当者の指示に従ってください。各営業担当者，H工場各担当者は各上長に報告します。定時以降も作業をしてください。」と業務命令があった。・東京営業：W係長より，「毎月特定会社BH工場が特定会社Fセキュリティカード勤怠状況を管理している。ノートパソコン勤怠システムは意味がなく，H工場にはノートパソコン以外に出退勤システムが置いてあるが特定会社F常駐の2人の為にノートパソコン以外の出退勤システム設置は出費がかさむため置けないと連絡があった。東京営業：W係長，大阪営業：F課長，H工場FE課：J課長よりノートパソ</p>
----------	--	---

		<p>コン勤怠システムは18時までに退勤ボタンを押してくださいと業務命令があった。請求人は各担当者に「なぜ18時までにおさなくてはいけないのか質問した。結果、修理作業や新品出荷前作業、新品出荷前ケーブル改造等は時間がかかることはわかっており特定会社Fカードで勤怠システムを管理しているから問題ないと連絡があった。</p>
15	<p>復命書（特定番号）内にシステムご利用状況報告書は特定会社B顧問弁護士Y弁護士より情報提供された。特定会社Fシステムご利用状況報告書と特定会社B特定部人事担当責任者からきている出勤簿に相違がある。</p>	<p>請求人が保持している残業時間表と特定会社Fシステムご利用状況報告書と特定会社B特定部人事担当責任者からきている出勤簿、時間に相違がある。特定会社Bが出勤簿を改ざん、捏造した。</p> <p>残業時間等資料は特定整理番号に関する審査請求により厚生労働省に提出済みである。特定会社Bから残業時間資料が届いた。残業時間が追加された。（別紙1（略）参照：残業時間：13594時間。）</p>
16	<p>「総合判断」より、「上司とのトラブルがあった」、「同僚とのトラブルがあった」、「1ヶ月に80時間以上の時間外労働を行った」の3つあり</p>	<p>特定会社Bになり新品の改造、改ざんが増加した。会社の経営に影響する重大な違法行為であり会社の信用を著しく損失させる違法行為であった。改善を求め上席に連絡したが2018年まで改善はなかった。業務に関連し重大な違反行為を命じられ、反対したにも関わらず特定会社Bの大幅な業績悪化によりやむなく業務命令に従った。「上司とのトラブル」、「同僚とのトラブル」は優先順位が低い。（以下略）</p>
17	<p>2019年特定月日：保険給付実地調査復命書（特定整理番号） 請求人申立て内容（面談聴取書要旨） 「平成25（2013年）に特定会社Aに入社</p>	<p>面談聴取中に特定労働基準監督署のA様が話した内容ですが内容が足りません。（以下略）</p>

	し、特定地域にある特定会社 I でドイツから日本に入庫されてくる電磁平衡式はかりの出荷前検査と修理作業に従事していた。」（以下略）	
--	---	--

注 本表は当審査会事務局において作成した。